

食品表示法、景品表示法、特定商取引法及び北海道消費生活条例に基づく
行政措置の状況について（令和3年度～令和4年度）

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
表示適正化係・取引適正化係

1 食品表示法及び景品表示法に基づく措置（詳細は2ページのとおり）

（事業者数）

区 分	食品表示法			景品表示法 ※1	
	命 令	指 示	指 導	措置命令	指 導
平成30年度	0	0	117	0	20
令和元年度	0	0	106	0	11
令和2年度	0	2	75	0	9
令和3年度	0	0	38	0	7
令和4年度※2	0	0	51	0	4

※1 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

※2 令和5年2月28日現在

2 特定商取引法及び北海道消費生活条例に基づく措置（詳細は3～5ページのとおり）

区 分	特定商取引法に基づく措置			消費生活条例に基づく措置				行政指導 ※5
	業 務 停 止 命 令	指 示	業 務 禁 止 命 令	勧 告 ※1	重 大 被 害 防 止 措 置 ※2	不 当 請 求 事 業 者 の 情 報 提 供 ※3	公 表 ※4	
平成30年度	1	2	0	2	1	4	4	37
令和元年度	1	1	0	0	0	4	1	28
令和2年度	1	1	0	1	1	1	3	28
令和3年度	1	2	1	1	0	0	1	29
令和4年度※6	0	0	0	0	0	0	1	24

※1 北海道消費生活条例（平成11年条例第43号。以下「条例」という。）の規定に基づく勧告

※2 条例の規定に基づく重大な被害を防止するための事業者を特定する情報の提供（不当請求事業者を除く。）

※3 条例の規定に基づく不当・架空請求を行っているものと認められる事業者を特定する情報の提供

※4 条例の規定に基づく調査妨害及び勧告に従わない旨の公表

※5 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）及び条例の遵守を求める行政指導

※6 令和5年2月28日現在

食品表示法及び景品表示法に基づく命令及び指示の状況について
(令和3年度～令和4年度)

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
令和5年2月28日現在

<令和3年度における法に基づく措置>

なし

<令和3年度における行政指導>

【食品表示法】

品目分類別指導件数

生鮮食品					加工食品					合計
米	農産物	畜産物	水産物	小計	農産物加工品	畜産物加工品	水産物加工品	その他	小計	
1件	17件	3件	7件	28件	3件	0件	4件	4件	11件	39件

【景品表示法】

種類別指導件数

不当景品類	0件
優良誤認表示※1	6件
有利誤認表示※1	2件
おとり広告	0件
合計	8件

※1 「優良誤認表示」と「有利誤認表示」の両方に跨がる行政指導については、それぞれに1件と計上

<令和4年度における法に基づく措置>

なし

<令和4年度における行政指導>

【食品表示法】

品目分類別指導件数

生鮮食品					加工食品					合計
米	農産物	畜産物	水産物	小計	農産物加工品	畜産物加工品	水産物加工品	その他	小計	
2件	29件	3件	6件	40件	1件	6件	3件	12件	22件	62件

【景品表示法】

種類別指導件数

不当景品類	0件
優良誤認表示	3件
有利誤認表示	1件
おとり広告	0件
合計	4件

特定商取引法・消費生活条例に基づく行政措置の状況について
(令和3年度～令和4年度)

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
令和5年2月28日現在

<令和3年度における法又は条例に基づく措置>

1 松原工業株式会社 【特定商取引法】業務停止命令、指示、業務禁止命令

- (1)所在地：札幌市豊平区豊平三条一丁目1番34号
- (2)代表者：代表取締役 松原良介(まつばらりょうすけ)
- (3)業態：訪問販売（開錠、排水管の詰まりの解消、ガラス交換、アンテナ修理、雨漏り修理等の生活上のトラブルを解消するためのサービスの提供）
- (4)行為概要：事業者は、主にインターネット上に掲載された生活上のトラブルを解消するためのサービスの提供に関する広告等により消費者を誘引し、問合せをしてきた消費者を仲介する事業者から紹介された消費者に電話等で連絡を取った上で消費者宅を訪問し、その場で、開錠、トイレなどの排水管の詰まりの解消、アンテナ修理等の役務提供について勧誘の上、当該役務提供契約を締結し、これらの役務を提供していた。
事業者は、消費者に対し、役務提供契約の解除に関する事項について不実のことを告げていたほか、クーリング・オフ通知を発送した消費者に返金債務の履行を拒否し、記載内容に不備のある書面を消費者に交付した。
- (5)違反条項：①不実告知（特定商取引法第6条第1項第5号）
②債務履行拒否（特定商取引法第7条第1項第1号）
③書面記載不備（特定商取引法第5条第1項）
- (6)措置：【松原工業株式会社に対して】
○業務停止命令（特定商取引法第8条第1項）、命令の公表（同条第2項）
【内容】3か月業務一部停止(令和3年6月10日～令和3年9月9日)
○指示（特定商取引法第7条第1項）、指示の公表（同条第2項）
【内容】
①違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、当該行為の再発防止策を講じるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらについて、業務停止命令の期間が終了する1か月前までに北海道知事宛て文書で報告すること。
②令和元年8月1日から令和3年6月9日までの間に、訪問販売で役務提供契約を締結したすべての相手方に対し、本件処分の内容並びに上記3（1）及び（2）記載の行為を行ったことを令和3年7月9日までに通知し、その結果を北海道知事宛てに文書で報告すること。勧誘目的等不明示、再勧誘、書面記載不備及び迷惑勧誘の行為の発生原因について調査分析の上検証し当該行為の再発防止策を講じるとともに、コンプライアンス体制を構築しこれらについて、令和3年1月13日までに北海道知事宛て文書で報告すること。
【松原良介に対して】
○業務禁止命令（特定商取引法第8条の2第1項）、命令の公表（同条第2項）
【内容】業務停止命令の範囲の業務を新たに開始することを3か月禁止(令和3年6月10日～令和3年9月9日)
- (7)処分日：令和3年6月9日
- (8)公表日：令和3年6月10日

2 T'sグループこと島山太一【特定商取引法】指示【消費生活条例】勧告

- (1)所在地：札幌市中央区南一条西16丁目1番地323春野ビル3階
※バーチャルオフィスであり、現在は使用されていない。
- (2)業態：訪問販売（水回り修理等） ※個人事業者
- (3)行為概要：事業者は、水回り修理のトラブルに対応する旨を記載したウェブサイトにより消費者を誘引し、問い合わせしてきた消費者の住居を訪問し、高圧洗浄などの役務の提供契約について勧誘

をし、その場で申込みを受け、本件役務を有償で提供する契約を締結していた。

事業者は、クーリング・オフについて電話により問合せや申出をした消費者等に対して、全額返金を拒むなどして、消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げ、また実際にクーリング・オフ通知を送付されても全額又は一部の返金を拒否又は不当に遅延させた。

(4)違反条項：

ア 特定商取引法：債務不履行拒否・不当遅延【第7条第1項第1号】

イ 消費生活条例：拒否等によるクーリング・オフの妨害【条例施行規則別表8（1）】

(5)措 置：○指示（特定商取引法第7条第1項）、指示の公表（同条第2項）

【内容】

違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、当該行為の是正のための措置を講じるとともに、その内容を北海道知事宛てに文書で報告すること。

○勧告（北海道消費生活条例第17条第3項、第4項）

【内容】

消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、これを拒否し又はその他の不当な方法を用いて、当該クーリング・オフの権利の行使を妨げる行為をしないこと。

(6)処 分 日：令和3年7月8日

(7)公 表 日：令和3年7月12日

3 「北洋工務店」こと増山延佳【消費生活条例】公表（調査妨害）

(1)所 在 地：札幌市中央区南1条西7丁目

(2)業 態：訪問販売（排水管洗浄、除雪作業、火災保険申請サービス） ※個人事業者

(3)相 談 概 要：「突然事業者から連絡がきた後、その目的を明確にしないまま勧誘行為が行われた」、
「契約の内容が明確ではない契約書を渡された、もしくは契約書の写しを渡されなかった」、
「判断力が不足している者に対して勧誘を行った」等の苦情相談があった。

(4)措 置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）

【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。

(5)公 表 日：令和3年8月19日

【令和3年度における行政指導の内訳】

主な取引形態	
訪問販売	17件
通信販売	1件
電話勧誘販売	6件
連鎖販売取引	1件
訪問購入	1件
その他(店舗)	3件
計	29件

＜令和 4 年度における法又は条例に基づく措置＞

1 「北海道ダウンファニシング」こと大谷恭広【消費生活条例】公表（調査妨害）

- (1) 所在地：札幌市豊平区平岸 1 条 8 丁目
- (2) 業態：訪問販売（寝具販売、布団リフォーム） ※個人事業者
- (3) 相談概要：「突然事業者から訪問があった後、その目的を明確にしないまま勧誘行為が行われた」、
「消費者に交付した契約書に、契約の解除に関する記載がされていなかった」、「クーリング・オフの通知をしても応じてもらえなかった」等の苦情相談があった。
- (4) 措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第 51 条第 1 項）
【内容】消費生活条例第 50 条第 1 項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。
- (5) 公表日：令和 4 年 4 月 28 日

【令和 4 年度における行政指導の内訳】

主な取引形態	
訪問販売	12 件
通信販売	4 件
電話勧誘販売	5 件
訪問購入	2 件
その他（店舗）	1 件
計	24 件